

ゴルフ場利用約款

小千谷綜合開発株式会社が運営するコース、クラブハウス、乗用カート等のゴルフ場施設(以下、ゴルフ場という)をご利用のお客様(会員、非会員を問わない)は、快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、小千谷カントリークラブ会則、細則等による他、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

利用契約の成立

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、別に定める予約手続きを経て、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご本人が署名またはメンバーズカード提出等によりご利用の申込みをして下さい。これにより、当ゴルフ場が利用される方に、ロッカーキーをお渡ししたときに、利用契約が成立します。

利用の申込

第2条 当ゴルフ場を利用されるときは、ご利用のご案内等で定める方法での予約が必要です。ただし、次の場合には、予約申込みの受付をお断りします。

- 1)満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 2)天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 3)申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に所属していると認められるとき。
- 4)申込者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞があると認められるとき。
- 5)偽名または他人名義で申込みをしたとき。

違約金等

予約をキャンセルされる場合等の違約金手続きについては、当ゴルフ場のご利用のご案内等で定める規定に従っていただきます。

利用の拒絶

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りいたします。

- 1)満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 2)非会員については、会員の同伴または紹介等がないとき。
- 3)天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- 4)利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- 5)暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- 6)利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞があると認められるとき。
- 7)偽名または他人名義で申込みをしたとき。
- 8)入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- 9)その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

利用継続の拒絶

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用継続をお断りいたします。

- 1)当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 2)天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないと判断されるとき。
- 3)施設の利用開始後、第4条に該当することが判明したとき。
- 4)技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- 5)その他本約款に違反したとき。

開場時間、スタート時間

第6条 当ゴルフ場の開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。

金銭その他貴重品

第7条 金銭その他貴重品については、備え付けの貴重品ロッカーをご使用下さい。又は、所定封筒に記名封印の上、フロントにお預け下さい。1)貴重品ロッカーご使用に際しては「貴重品ロッカー使用約款」を遵守の上ご使用下さい。2)所定封筒によりフロントにお預けの場合、お預かり品はお預かり証のご持参の方に対して、預り証と引き替えにお返しいたします。この場合は、当ゴルフ場のお預かり品に対する責任は免責されたこととなります。3)第2項の方法にてお預かり品を受領された方は、その場で必ず記名封印をご確認の上、開封して下さい。4)第2項の預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。なお、お届け出前に第三者が既に預かり証によりお預かり品を引き替えた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

携帯品、自動車

第8条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

ロッカーの使用・鍵

第9条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他の貴重品の盗難については責任を負いません。また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預かりいたしませんので、ご自身でお帰りにまで保管(携帯)して下さい。ロッカーの鍵紛失の場合は直ちに届け出て下さい。故意または過失による紛失の場合ロッカーの鍵の付け替え費用を負担頂きます。

乗用ゴルフカートの利用

第10条 1)乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運行を遵守し、プレー目的以外の使用は、お断りします。運転は自動車の運転免許取得者のみとします。また、運転者およびその他の利用者は別に定める乗用ゴルフカート利用約款を遵守して下さい。2)乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場の定める場所以外の通行を禁止します。3)利用者は、乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またその虞がある場合、速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出下さい。4)お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

危険防止責任とエチケットマナーの厳守

第11条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイス及び安全確認の合図の如何にかかわらず自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

ティーイング・グラウンドにおける素振り

第12条 素振りはティマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさらないで下さい。特に、打者以外のプレーヤーはみだりにティーイング・グラウンドに立ち入らないで下さい。

前方組への打込み禁止

第13条 前方組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し安全確認の上、前方組に絶対に打ち込まないように打球して下さい。

前方組への打込み禁止

第14条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また、他のプレーヤーの打球に十分注意して、危険回避して下さい。

隣接ホールへの打込み

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

ホールアウト後の退去

第16条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んで下さい。

プレーの進行

第17条 プレーの進行については特に注意して、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは3分以内にお願います。

雷鳴が近づいた場合

第18条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、避難所等安全と思われる場所に退避して下さい。

プレー開始前、終了後のクラブの確認

第19条 利用者はプレー開始前に自己のクラブおよび携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合は、クラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷、瑕疵等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

火気使用の禁止

第20条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

違背行為の責任

第21条 利用者が第11条の安全確認を怠り、第三者の傷害等の事故を発生させた場合、第11条・第18条の注意義務を怠ったため傷害等の被害を受けた場合は、一切の損害賠償の責任は負いません。

施設に損害を与えた場合

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

クラブ等の物品の破損の補償

第23条 利用者の故意または過失により、クラブ等の物品を破損した場合、当ゴルフ場においてその物損を補償する保険には加入しておりませんので、利用者の加入保険または負担にて修理対応していただきます。

ゴルフ場内への持込品禁止

第24条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- 1)動物ペット類
- 2)悪臭を放つもの
- 3)鉄砲刀剣類
- 4)火薬。揮発油発火、爆発のおそれのある危険物
- 5)騒音を発するもの
- 6)ゴルフ場施設の適正な利用を妨げるもの
- 7)その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

行為の禁止

第25条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。1)賭博、暴力その他風紀を乱す行為。2)物品販売、宣伝広告等の行為(特に許可した場合を除く)3)他人に迷惑を及ぼし、又は、不快感を与える行為。4)利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立入り。(特に許可した場合を除く)尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。5)カメラ、ビデオ等による撮影、録音等の行為。(特に許可する場合は除く)